平成２８年（フ）第８１２２号
東京都清瀬市中清戸５丁目56
破産者　保坂　哲朗
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２５号
東京都世田谷区瀬田４丁目32―15
破産者　伊東　伸吾
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１２９号
東京都世田谷区世田谷４丁目14―10―204
破産者　加古　恵子
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１３３号
東京都西東京市下保谷５丁目10―31―103
破産者　志賀　雄二
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１５０号
東京都練馬区豊玉上１丁目１―10―706
破産者　安部　浩二
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１５１号
東京都渋谷区西原３丁目22―６―102
破産者　木村　一男
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１６８号
東京都文京区白山２丁目29―６―602
破産者　鷹野　有紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１９８号
神奈川県横浜市青葉区新石川４丁目17―５―202
破産者　高田　健一
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２０６号
埼玉県羽生市北２丁目８―35―103
破産者　平田　成子
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２１４号
東京都新宿区上落合２丁目６―９―103
破産者　大久保由美
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２７号
東京都目黒区原町１丁目10―13―306
破産者　大屋　　司
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２８号
東京都世田谷区南烏山５丁目18―19―203
破産者　末原　　舞
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２３７号
東京都町田市金森東２―26　６―204、住民票上の住所東京都町田市成瀬が丘２丁目23―16―502
破産者　片田　直也
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４６号
東京都大田区北馬込１―１―９―202、住民票上の住所埼玉県東松山市大字石橋1375
破産者　萩原　侑祐
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２６２号
神奈川県横浜市青葉区荏田北１丁目17―11、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区荏田北１―17―11　村田方
破産者　向田　孝子
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２２号
埼玉県春日部市上蛭田237番地14
破産者　株式会社スリーポイント
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６６号
埼玉県川口市戸塚東１丁目７番４号
破産者　株式会社キョーワ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５４号
さいたま市岩槻区南平野２―18―９、商業登記簿上の本店所在地さいたま市岩槻区東岩槻４丁目１番地９
破産者　株式会社暁
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
千葉県市川市南八幡３丁目５番７号、申立時の住所千葉県市川市新田２丁目33番17―106号（プロシード市川）
破産者　松原　裕子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１３号
千葉県市川市行徳駅前２丁目８番２―506号（シティハイツ）
破産者　田中　　功
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７２号
千葉県市川市新田２丁目13番11―202号（パレドール和弘）
破産者　窪田　寛之
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係